加算料金(※1) ———————		
項目	1 🛭	備考
初期加算(Ⅰ)	60	地域医療情報連携ネットワーク等を通じて、医療機関に定期的に情報を共有した場合。入所日から30日間
初期加算(Ⅱ)		入所日から30日間
短期集中 リハビリテーション実施加算 I	258	入所から3ヶ月以内に集中的(概ね週3回以上)にリハビリを行い 月1回以上ADLの評価を行った場合
短期集中 リハビリテーション実施加算Ⅱ	200	入所から3ヶ月以内に集中的(概ね週3回以上)にリハビリを行った場合
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算 I	240	認知症と判断した利用者に対して、入所から3ヶ月以内に集中的(週3回限度)にリハビリを行い、退所前後訪問を行った場合
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算Ⅱ	120	認知症と判断した利用者に対して、入所から3ヶ月以内に集中的 (週3回限度)にリハビリを行った場合
認知症情報提供加算	(0) 350	認知症に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると 医師が判断し、紹介を行った場合
栄養マネジメント強化加算	11	継続的な個別栄養管理を強化して行った場合
療養食加算	(0) 6	医師の指示に基づく糖尿病食等の療養食を提供した場合
再入所時栄養連携加算	(0) 200	医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合
退所時栄養情報連携加算	(0) 70	老健から退所する際に、医療機関及びケアマネージャーに対して管理栄養士が栄養管理に関する情報提供した場合
		肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎に対する投薬、検査、注射、 処置等を行った場合(1ヶ月に1回7日以内)
経口移行加算		経管から経口摂取へ移行するための計画を作成し、栄養管理および 支援を行った場合
経□維持加算Ⅰ		誤嚥が認められる方に食事の観察及び会議を行い、計画の作成や栄養管理を行った場合
経□維持加算Ⅱ	(月) 100	食事の観察および会議に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚 士のいずれかが加わった場合
□腔衛生管理加算Ⅰ	(月) 90	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に経口ケアに係る技術的助言及び指導を行った場合
□腔衛生管理加算Ⅱ	(月) 110	歯科衛生士による口腔ケアを実施しLIFEに情報提供を行った場合
外泊時費用	362	外泊した場合、基本料金に代えて加算 (1ヵ月に6日以内)
外泊時費用 (在宅サービス利用)	800	外泊時に介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合
在宅復帰•在宅療養支援機能加算 [	51	在宅復帰・在宅療養支援機能を強化する体制が整備されている場合
ターミナルケア加算	1,900	死亡日
	910	死亡日以前2日又は3日
	160	死亡日以前4日以上30日以下
	72	死亡日以前31日以上45日以下

加算料金(※1)				
入所前後訪問指導加算 [	(0)	450	入所前後に居宅等へ訪問し、退所を目的とした計画等の決定を行った場合	
入所前後訪問指導加算 II	(0)	480	入所前後に居宅等へ訪問し、退所を目的とした計画等の決定を行い、生活機能の改善目標および退所後の生活の支援計画を定めた場合	
入退所前連携加算 I	(0)	600	入所前後に居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方 針や調整を行った場合	
施行的退所時指導加算	(0)	400	退所後の療養上の指導を行った場合	
退所時情報提供加算Ⅰ	(0)	500	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合(居宅等)	
退所時情報提供加算Ⅱ	(0)	250	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合(医療機関)	
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ			施設医師とかかりつけ医師が連携し、評価、情報提供を行った場合	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	(月)	3	褥瘡発生リスクのある方の褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施、状態を 記録した場合	
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	(月)	13	褥瘡発生リスクのある方が褥瘡なく経過、もしくは褥瘡があった方が治療後に 再発がないことを評価し、褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施、状態を記 録した場合	
排せつ支援加算 [	(月)	10	排泄に介護を要する方に、支援計画を作成し継続して支援した場合	
排せつ支援加算Ⅱ	(月)	15	入所時と比較して排尿・排便の状態が一方改善している又はおむつ使用から 使用なしに改善している又は入所時尿道カテーテルが留置していたが抜去さ れた場合	
排せつ支援加算Ⅲ	(月)	20	入所時と比較して排尿・排便の状態が一方改善している又は入所時尿道力 テーテルが留置していたが抜去された、かつおむつ使用から使用なしに改善 している場合	
自立支援促進加算	(月)		自立支援に必要な医学的評価を行い、支援計画を策定、実施した場合	
科学的介護推進体制加算Ⅰ	(月)	40	心身の状況等の情報を提出し、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合	
科学的介護推進体制加算Ⅱ	(月)	60	心身の状況、疾病状況、服薬情報等の情報を提出し、情報その他サービスを 適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合	
安全対策体制加算		20	研修を受けた担当者が配置され、安全対策を実施する体制が整備されている 場合	
リハビリマネジメント計画書情報加算 [	(月)		□腔衛生管理加算(Ⅱ)、栄養マネジメント強化加算、リハビリマネジメント加算 II の算定要件を満たしている場合	
リハビリマネジメント計画書情報加算Ⅱ	(月)	33	リハ計画書の情報を提出し、リハの有効な実施のために情報を活用している 場合	
地域連携診療計画情報提供加算		300	地域連携診療計画に係る医療機関から利用者を受け入れた場合	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ			「基本料金」及び「加算料金」で算定された7.5%	
サービス提供体制強化加算Ⅰ		22	介護福祉士の占める割合が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉 士が35%以上である場合	
夜勤職員配置加算		24	夜勤時間帯に介護・看護職員を5名以上配置している場合	

## (%1)

介護保険の給付対象単位に10.14円(新潟市の地域区分7級地)を乗じた額の1~3割を負担して頂きます。 利用時に『介護保険負担割合証』をご掲示下さい。 高額介護サービス費は世帯の年収などの状況から市町村が決定します。